

新潟大学 あゆみ保育園保護者会 会則

第1章 総則

第1条 名称

本会はあゆみ保育園保護者会と称する。

第2条 会員

本会の会員はあゆみ保育園在園児の保護者全員とする。

第3条 目的

本会は、あゆみ保育園の保育内容、行事を発展させ、円滑に行うための活動を行う。

第4条 会員の地位

本会の会員は、本会則第2章の規定に基づく会の諸活動に参加するほか、同第3章の規定に基づく保護者会における議決に参加する権利を有する。ただし、保護者会における議決において、会員の有する議決権は、在園児の数にかかわらず、一家族につき一票とする。

第2章 保護者代表

第5条 保護者代表の選出と組織

- (1) 保護者代表は、5名の保護者代表（ひまわり組保護者3名、かぼちゃ組以下2名：かぼちゃ組1名、じゃがいも組1名）を原則として（決定未）組織される。
- (2) 保護者代表は、前年度クラス会において選出され、翌年度最初の保護者会全体会（以下「全体会」）において承認を受ける。
- (3) 保護者代表の任期は1年（4月1日～翌年3月末日）とする。再任を妨げないが、年度を連続して再任することは認めない。
- (4) 保護者代表の互選により、保護者会会長1名、副会長1名等を選出する。

第3章 保育園運営への保護者会の関わり（別紙1参照）

第6条 クラス会

- (1) 園児の保育園での様子、家庭での様子を保育士、保護者間で共有しより良い保育、子供の育ちにつなげる目的で、在園児クラスごとの保護者、担当保育士の参加によるクラス会を年2回程度行う。
- (2) クラス会の期日は多くの保護者が参加できるように園が取りまとめる。
- (3) クラス会の内容
 - ① 各時期、各行事における子供たちの取り組みの様子、保育のねらいなど
 - ② 家庭での子供の様子、保育園への要望など
 - ③ 保護者参加の行事に関すること
- (4) 年度末において次年度の保護者代表を選出する。

第7条 保護者会全体会

- (1) 新たに参加する会員への保育園・保護者組織の紹介、園の年間行事の確認、保護者会の議題の議決、その他保護者間で情報を共有する目的で、保護者会全体会を行う。
- (2) 全体会は年度始めを定例とし、保護者代表ないしあゆみ保育園運営協議会により必要に応じて行う。
- (3) 全体会は保護者、保育士代表、委託業者、新潟大学総務部労務福利課、および保護者代表会により必要と認められたものが参加する。
- (4) 全体会議長は保護者会会長とする。
- (5) 全体会の会議事項
 - ① 次年度保護者代表および会長・副会長の承認
 - ② 議題に関する議決
 - ③ その他、保護者会、あゆみ保育園に関する事項の検討
- (6) 議事録は、保護者、保育士代表、委託業者、新潟大学総務部労務福利課と共有し、保護者代表が保管する。

第8条 保護者代表会

- (1) 保護者会会長が必要と認めた場合に保護者代表会を開くことができる。
- (2) 保護者代表会は保護者代表の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 保護者代表会には保護者代表のほか、保育士、委託業者、新潟大学のうち保護者代表が必要と認めた者が参加する。
- (4) 保護者代表会・全体会の議事は、保育園関係者（保護者、保育士、委託業者、新潟大学）からの要望に基づき、
 - ① 保育士・保護者間で決定しうる議事（主に保育内容・行事）、
 - ② 運営協議会や管理運営委員会で協議する議事（主に園の管理・運営）の2点に分けて議論する。
- (5) 議事録は、保護者、保育士代表、委託業者、新潟大学総務部労務福利課と共有し、保護者代表が保管する。

第9条 あゆみ保育園運営協議会

- (1) あゆみ保育園保護者の代表は、あゆみ保育園運営協議会会則に従い、あゆみ保育園運営協議会に参加する。
- (2) 保護者会会長および副会長をもって、あゆみ保育園保護者の代表とする。
- (3) 議事録は、保護者、保育士代表、委託業者、新潟大学総務部労務福利課と共有し、保護者代表が保管する。

第10条 あゆみ保育園管理運営委員会

- (1) 保護者代表はあゆみ保育園運営協議会会則に従い、あゆみ保育園運営協議会に参加する。
- (2) 保護者会会長をもって、あゆみ保育園管理運営委員会の委員（父母代表）とする。保護者会会長があゆみ保育園管理運営委員会に出席できない場合は、副会長をもって代理とする。会長、副会長ともにあゆみ保育園管理運営委員会に出席できない場合は、会長の委任する保護者が代理するものとする。
- (3) 議事録は、保護者、保育士代表、委託業者、新潟大学総務部労務福利課と共有し、保護者代表が保管する。

第4章 保護者会における意向調査と意思決定機構

第11条 園における意向調査（別紙2参照）

- (1) 前章に定める手続に際し、保護者会、あゆみ保育園に関する事項に関して、保護者会員の意向調査を目的として、アンケートを行うことができる。なお、アンケート結果は、保護者会員と共有することを義務とする。
- (2) あゆみ保育園保護者を対象としたアンケートとして、以下の4種を定義する。
 - ① 保護者代表が行う保護者会アンケート
 - ② 園の保育士および実行委員が行う保育園アンケート
 - ③ 委託業者が行う委託業者アンケート
 - ④ 新潟大学総務部労務福利課が行う大学アンケート
- (3) アンケートの透明性と責任ある発言を促すため、保護者会アンケートは記名式を必須とする。その他アンケートも記名式を原則とする。
- (4) 保護者会アンケートは、保護者会の総意を決定する必要がある全議題に対して保護者代表が電子メールを利用して随時実施することができる（第13条（3））。内容と結果に関する秘密保持は、メーリングリスト管理者がこれを負う。
- (5) 保育園アンケートは、年間行事の感想や反省を収集するため実行委員が行事の後に実施する。内容と結果に関する秘密保持は、園の保育士がこれを負う。
- (6) 委託業者アンケートは、保育全般に関する事柄に対して保護者の意見を収集するために委託業者が実施する。原則9月に行い、内容と結果に関する秘密保持は委託業者がこれを負う。
- (7) 大学アンケートは、あゆみ保育園の全般に関する事柄に対して保護者の意見を収集するために新潟大学総務部労務福利課が随時実施する。内容と結果に関する秘密保持は新潟大学総務部労務福利課がこれを負う。
- (8) 保育園アンケート、委託業者アンケート、大学アンケートにて得られた情報に関して、保育士・委託業者・新潟大学総務部労務福利課が保護者会の総意の確認が必要と判断する場合、議題を保護者代表に提案し、保護者会の総意の決定を要求することができる。

第12条 議決機構

- (1) 前章に定める手続に際し、保護者会、あゆみ保育園に関する事項に関して、保護者会の総意を明らかにすることを目的として、保護者会における議決を行うことができる。
- (2) 議決機構として、下記2種類を設定する。
 - ① 投票による議決
 - ② 全体会における議決

第13条 議題

- (1) 保護者会における議決に付すべき議題は、保育園関係者（保護者、保育士、委託業者、新潟大学）からの要望に基づき、
 - ① 保護者代表会で協議する議事（主に保育内容・行事）、
 - ② 運営協議会や管理運営委員会で協議する議事（主に園の管理・運営）の2点に分けて保護者代表会が選定し、保護者会に提案するものとする。

第14条 議決

- (1) 保護者会における議決は、保護者代表が行う投票または全体会における採決により行う。投票結果の取りまとめ、投票の匿名性の確保は、メーリングリスト管理者の責任において行われる。
- (2) 保護者会における議決は、全投票権数の3分の2以上の投票数を以て有効に成立する。議題は、投票数の3分の2以上の賛成により可決する。
- (3) 議決に必要な情報収集のため、保護者代表は本会の会員を対象とした保護者会アンケートを実施できる。
- (4) 議事に関する詳細な情報収集が必要な際には、保護者代表の判断によりワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループに参画した会員は保護者代表会の構成員とみなす。

本会則の改廃には全体会における議決を必要とする。

<会則の改変履歴>

本会則は平成22年3月24日あゆみ保育園全体会により承認された。

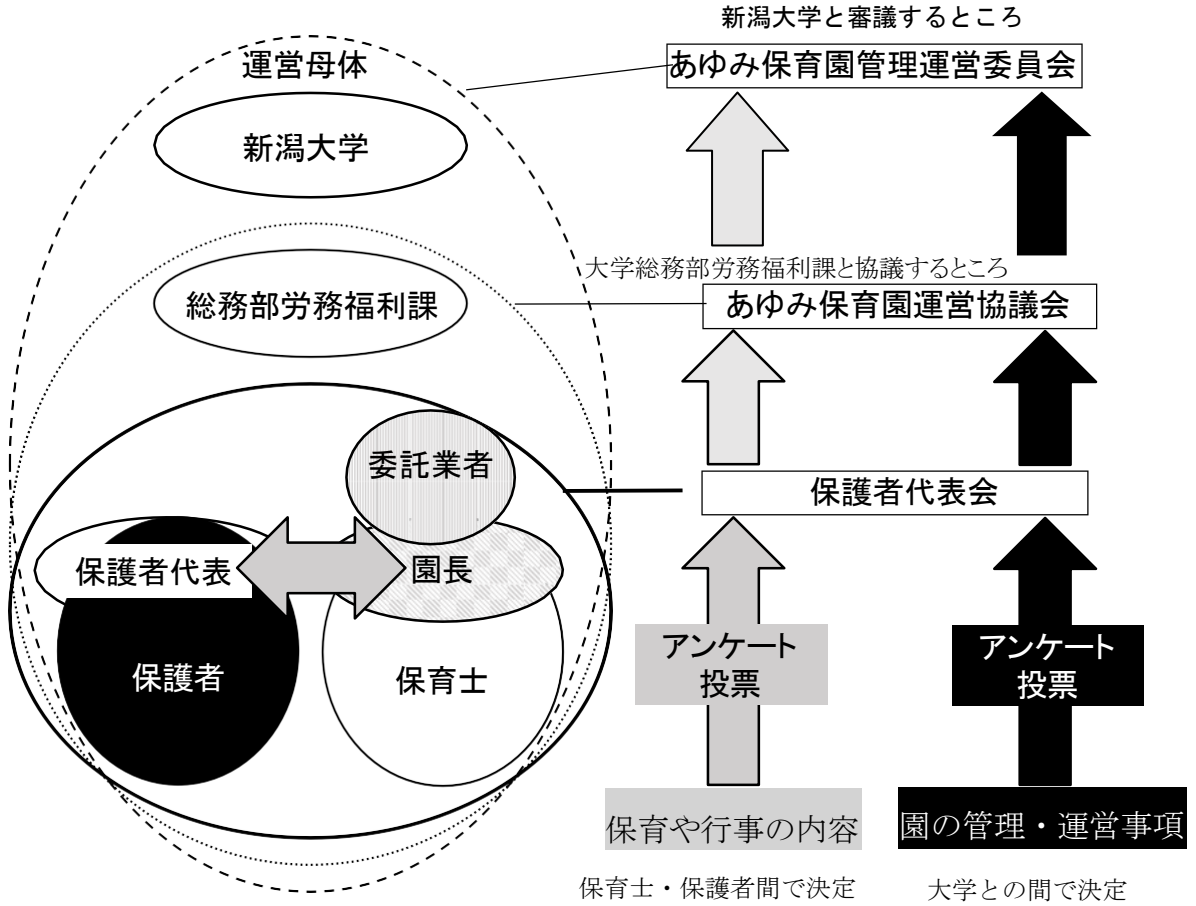
本会則は平成22年4月27日あゆみ保育園全体会により改訂された。（第5条（4））

本会則は平成29年7月14日あゆみ保育園保護者代表により全面的に改訂された。

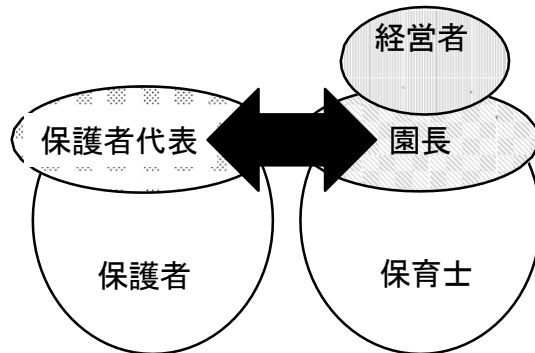
本会則は令和5年6月25日あゆみ保育園保護者全体会の承認を得て改訂された。

別紙1) 保育園運営への保護者会の関わり

あゆみ保育園（事業所内保育園）



通常の認可保育園



① **保育や行事の内容に関する議題**（ゴールは保護者代表会または運営協議会）

ほとんどの事柄は**保育士・保護者代表間で決定できる**。

その中で、予算などに関わることのみ「あゆみ保育園運営協議会」で協議する。

<例>

- 1) 保育園内容の改善・見直し
- 2) 年間行事の導入・見直し
- 3) あゆみ保育園ホームページの変更、など

② **保育園の管理・運営に関する議題**（ゴールは管理運営委員会）

事業主である「**新潟大学**」と相談しないと決定できないことを協議する。

<例>

- 1) 次年度予算及び雇用の決定事項の確認（定例）
- 2) あゆみ保育園園庭の大学への認知（定例化予定）
- 3) グランドに立てる看板（保護者会で自主提供予定）
- 4) 病児保育の準備、など

～あゆみ保育園の歴史とそれによる意思決定機構の複雑化～

・1968年（保育園発足時）から2010年3月まで：

あゆみ保育園は保護者と保育士（と職員組合）による運営委員会による**自主運営**。運営委員会では保育園職員の雇用・給与・保育料決定を始めとした園の管理運営、保育内容を協議、決定。

・2010年4月以降：

新潟大学があゆみ保育園を大学の福利厚生施設と認めたことに伴う保育園運営の**民間委託化**により、保育園の運営管理面は保護者が直接関与するところではなくなりました。しかし、あゆみ保育園のこれまでの保育内容・保育方針を尊重していくことが民営化に当たって大学と在園児保護者、保育士をはじめとした関係者間の合意であったことから、**保育内容、保育方針について大学（人事課）と協議する場**である「あゆみ保育園運営協議会」が大学の保育園に関する規程の中に設けられ、同時に協議会にて協議された事項を大学に申し入れる場として、「あゆみ保育園管理運営委員会」も設置され、保護者の代表と保育士が参加した場で、運営に関する審議がなされることとなった。

本資料は平成29年7月14日あゆみ保育園保護者代表により過去のものを集約・作成された。

別紙 2) 意向調査と投票への流れ (2023.6.25 時点)

各種意向調査の種類

	保護者会アンケート	保育園アンケート	委託業者アンケート	大学アンケート
秘密保持責任者	メーリングリスト管理者	保育士	委託業者	大学総務部労務福利課
実行者	メーリングリスト管理者	年間行事の実行委員	委託業者	大学総務部労務福利課
内容	会の総意が必要な全議題	年間行事の感想・反省	保育全般に関する事柄	園に関する事柄
時期	随時	行事の後	毎年9月	随時
利用媒体	電子メール	紙媒体	紙媒体	紙媒体

